

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	特定製品への追加指定(磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具)
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	産業保安グループ 製品安全課
評価実施時期	令和5年1月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 i
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>本政令は、磁石製娯楽用品と吸水性合成樹脂製玩具について、乳幼児の誤飲事故が発生している状況を受け、当該2品目を特定製品へ指定するもの。磁石製娯楽用品については、2017年から2021年までの5年間に、乳幼児が誤飲した事故が10件、吸水性合成樹脂製玩具については、2021年に合計4件の事故が相次いで確認され、被害が急増している状況、物販系分野のEC化率(全ての商取引金額に対する、電子商取引市場規模の割合)は、2017年からの5年間で約1.5倍に拡大している。今後も、ECモールでの取引拡大が予測される中で、規制の改正を行わなければ、ECサイト上での流通が殆どである当該製品の国内流通量も拡大し事故の増加が想定されることから、現在よりも多い年間で十数件の誤飲事故が報告される状況をベースラインとする。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))</p> <p>○課題 磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具について、乳幼児が誤飲することにより、事故が発生していること</p> <p>○課題の原因 i いずれの製品についても、我が国では法的な安全規制が存在していない(他方で諸外国においては強制規格化され流通・販売規制が設けられている) ii 玩具として販売されるなど、子どもの手に渡りやすい形で流通していること</p> <p>○「規制」手段を選択した経緯 当該製品について、2022年6月に、インターネットモール事業者に対して要請を行っている。また、関係機関においても、消費者に対する注意喚起等を随時実施してきたところ。</p> <p>他方で、法令に基づかない要請であるところ、出品削除などの強い対応を求めることはできていない。注意喚起後にもECサイトで購入した磁石製娯楽用品で子どもの誤飲事故が発生している。事故を未然に防ぐためには、当該製品については安全な技術基準を定め、誤飲した際にも事故につながるような措置をすることが必要であると同時に、基準を満たさない製品(PSCマークの無い製品)について法に基づく出品削除の要請を可能とすることが必要不可欠であり、消費生活用製品安全法に定める特定製品への指定の検討が必要である。</p>
直接的な費用の把握	費用の要索
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>製造・輸入事業者の届出等事務手続に生じる年間費用 【合計】6,633,000円</p> <p>製造・輸入事業者の損害賠償責任保険契約の保険料の費用 【合計】46,436,990円</p> <p>製造・輸入事業者の基準適合に係る検査費用 【合計】7,423,000円</p> <p>民間の第三者検査機関において当該製品の検査体制に係る年間費用 設備投資 113,000円(初年度のみ)</p> <p><b>総額: 60,505,990円 &lt; 1,000,000,000円</b></p>
(行政費用)	<p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>届出の受理に要する行政費用は<b>1,507,500円</b>(7,500円×201件)</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>当該製品を新たに特定製品に指定することで、これまでは消費生活用製品安全法に定める手続等が不要であった事業者について、新たに手続等の必要性が生じる一方で、国内において当該製品を製造している事例は少なく、影響を受ける製造事業者は限られると考えられる。</p>
その他の関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記</p> <p>事故の発生状況を鑑みて、本規制については早急な対応を求められてきたことから、事前評価について審議会等で報告等は実施していない。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記</p> <p>本規制については、施行後5年以内に事後評価を実施する。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>①重大製品事故発生件数 ②非重大製品事故発生件数 ③インターネットモールに対する当該製品の出品削除要請の件数 ④法第6条から第9条に基づく事業の届出件数 ⑤改善命令(法第14条)、表示の禁止(法第15条)及び危害防止命令(法第32条)等の実施件数</p>
備考	